



ATMD

# シンガポールにおける 裁判外紛争解決手段

ALBAN KANG

ALBAN TAY MAHTANI & DE SILVA法律事務所



## 2種類の裁判外紛争解決手段が 用意されている

仲裁

調停

## 仲裁とは？

- 両当事者が選択し、その決定が両当事者を拘束する中立の仲裁人による紛争の解決。
- 仲裁判断は裁判所または外国の裁判所で執行可能である。
- シンガポールは、「仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約」の締約国である。
- シンガポール国際仲裁センター（SIAC）が、シンガポールでの大部分の仲裁を処理する。

## シンガポール国際仲裁センター (SIAC)

### SIACの目的

- 国際仲裁および国内仲裁の便宜の提供
- 商事紛争解決のための、訴訟の代替手段としての仲裁の推進
- 国際仲裁の法律および実践における仲裁人要員の拡充

## 統計データ

- 2002年6月時点で、SIACはほぼ600件を扱った。
- 事件には、海運海事、建設、エンジニアリング、およびその他の商事紛争が含まれている。
- SIACの国際仲裁人パネルには、18カ国からの66名の仲裁人がいる。
- SIACの国内仲裁人パネルには、92名の国内仲裁人がいる。

## SIAC管理手数料

25万Sドルまで	-	2,750Sドル
25万Sドルから 100万Sドルまで	-	2,750Sドル + 25万Sドルを 超えた分の30%
100万Sドルから 500万Sドルまで	-	5,000Sドル + 100万Sドル を超えた分の15%
500万Sドルから 1,000万Sドルまで	-	11,000Sドル + 500万Sドル を超えた分の6%



1,000万Sドルから  
5,000万Sドルまで - 14,000Sドル + 1,000万Sドル  
を超えた分の3%

5,000万Sドル超 - 25,000Sドル (最高額)

注：仲裁人の報酬は、直接、本人に支払う。

## 調停とは何？

- 両当事者の同意により指名された中立の調停人の補佐を得ての交渉による紛争の解決。
- 当事者が締結した和解契約は当事者を拘束する。
- シンガポール調停センター（SMC）が、大部分の調停に責任をもつ。



## シンガポール調停センター ( SMC )

- SMCは1997年8月に設立
- SMCの機能
  - 調停およびその他の裁判外紛争解決サービスの提供
  - 交渉および調停の施設の提供
  - 調停およびその他の裁判外紛争解決手段の提供

## 統計データ

- 2002年6月時点で、SMCはほぼ850件を調停した。
- 大部分の事件は、25万Sドル超の賠償請求が関係していた。
- SMCの調停人パネルには、111名の特別の研修を受けた調停人がいる。
- SMCが扱った事件の75%で、調停が成功した。



- 大部分の調停は1日で終わった。
- 裁判所は裁判外紛争解決手段として調停を勧める。

## SMCの管理手数料

25万Sドルまで	-	1当事者、1日当り、900Sドル
25万Sドルから 100万Sドルまで	-	1当事者、1日当り、 1,800Sドル
100万Sドルから 500万Sドルまで	-	1当事者、1日当り、 3,400Sドル
500万Sドル超	-	1当事者、1日当り、2,400S ドル + 500万ドルを超える分 の5%



さらに詳しい情報は、

SIAC : [www.siac.org.sg](http://www.siac.org.sg)

SMC : [www.mediation.com.sg](http://www.mediation.com.sg)



# シンガポールにおける 裁判外紛争解決手段

プレゼンテーション終了